



佐野市告示第170号

指定地域密着型サービス事業所の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2項並びに佐野市指定地域密着型サービス事業者及び佐野市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則第8条の規定により、次のとおり告示します。

平成30年7月2日

佐野市長 岡部正英

介護保険 事業所番号	事業者の名称及び 代表者の氏名	地域密着型サービス事業所		廃止年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970402087	株式会社ル・レー ヴカーサ 代表取締役 石山 博一	GENKI NEXT 佐 野浅沼	佐野市浅沼町 108番地	平成30年 5月31日	地域密着型通 所介護